

第5章 計画の内容





第5章 計画の内容

1 計画等の策定と推進

高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で、安心して年齢を重ねることができるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

また、介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、円滑な事業実施と保険給付を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定するとともに、今後の中長期的な高齢者を取り巻く状況等を視野に入れながら、健康福祉総合計画（高齢者計画を含む。）の策定と推進に努めます。

(1) 「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進

① 「みたか高齢者憲章」に基づく高齢者施策の推進

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らせるよう、「みたか高齢者憲章」に基づき、高齢者施策を推進します。

事業名	事業の内容
「みたか高齢者憲章」に基づく施策の推進	「みたか高齢者憲章」の理念に基づき、高齢者施策を実施します。

(2) 「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進

① 「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進

「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」に基づき、高齢者、障がい者、子どもなど全ての市民の健康と福祉に関する施策を推進します。

事業名	事業の内容
「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進	「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進に努めます。

(3) 「介護保険事業計画」の策定と推進

① 「介護保険事業計画」の策定と推進

介護保険法第 117 条の規定に基づき、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、保険給付の円滑な実施を図るため、今後の高齢者を取り巻く状況の中長期的な見通し等を視野に入れながら、3年ごとに介護保険事業計画を策定します。

事業名	事業の内容
関係部署等との連携	介護保険事業計画の策定と推進に当たっては、健康福祉部に限らず、企画部、総務部、都市整備部など、庁内の関係部署との連携を図るとともに、庁外の関係機関等との連携を図ります。
保険者機能強化推進交付金等の活用と計画の達成状況の評価と公表	保険者機能強化推進交付金等を活用して施策の充実・推進を図るとともに、計画の達成状況の確認や制度全般の運用には、PDCA サイクルが重要となるため、評価指標等を活用して評価を実施し、結果の公表を行います。
国保データベース（KDB）システム等を用いた分析結果の利活用	介護保険事業計画の策定に当たっては、高齢者の介護予防や心身の機能改善に効果的なケアの在り方について、個人情報取り扱いに留意しつつ、国保データベース（KDB）システム等を活用し、分析のうえ、計画に反映していくよう努めます。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
計画の達成状況の評価と公表	年に1回以上、計画値に対する達成状況を、市ホームページで公表	年に1回以上、前年度における計画値に対する達成状況について、市ホームページで公表します。

2 社会参加の促進

高齢者が、地域や社会との関わりの中で、生きがいを持ち、いきいきと健康に暮らしていくことができるよう、地域活動・生涯学習施策等を推進します。また、高齢者の持つ多様な就労ニーズに応えるため、一人ひとりが豊かな知識や経験を活かして自分らしく働くことができる就労機会の創出を積極的に進めます。

(1) 高齢者の就業支援

① 高齢者就業支援事業の推進

健康で就労への意欲があるにもかかわらず場所や機会に恵まれない高齢者に対して、シルバー人材センターやわくわくサポート三鷹と連携して、就業の場の開拓や情報提供を行い、高齢者の培ってきた知識や技能を活かした就業機会の拡充に努めます。

(第4次三鷹市基本計画(第2次改定)「第2部-第5 消費生活の向上」参照)

事業名	事業の内容
「わくわくサポート三鷹」の運営の支援	おおむね55歳以上の市民を対象にした、地域における多様な働き方の紹介を行う「わくわくサポート三鷹」の運営支援を引き続き行います。
シルバー人材センターの運営支援	高齢者の就労と生きがい活動の拠点であるシルバー人材センターの運営支援を引き続き行います。
就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置の検討	高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)」の配置を国や東京都、他市の動向をみながら検討していきます。

(2) 生きがい活動の充実

① 生きがい活動の支援・充実

地域福祉活動や地域のまちづくりの担い手として、高齢者が培ってきた経験や知識を活用し、それを必要とする個人と団体とのマッチング推進事業の充実に図り、生きがい活動に対する支援を推進します。

事業名	事業の内容
高齢者社会活動マッチング推進事業の充実	高齢者の主体的な社会活動の活性化を目指し、専門的な知識や経験を有する高齢者の能力や知識を、地域で活用したい、又は必要とする個人と団体へ貢献できるような仕組みである高齢者社会活動マッチング推進事業(三鷹いきいきプラス)について、ICTの進化等に対応した事業内容を検討する等の見直し・拡充を図ります。
多様な社会活動等の推進	生きがいや健康づくりのために、高齢者が参加する老人クラブ活動やボランティア活動等、多様な社会活動を推進します。また、元気な高齢者が、介護が必要な高齢者を支える仕組みを構築する等、地域の中で、高齢者が活躍できる場の提供を進めます。

生きがい活動の場の提供	ボランティアグループ等の活動を支援するために、福祉住宅の談話室の活用等、活動の場の拡充を検討します。また、公共施設の有効活用について検討します。
-------------	--

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
高齢者社会活動マッチング推進事業の充実	登録総会員数 4,000 人 【令和 5 年度（2023 年度）目標値】	能力、知識、技術、経験等を持つ高齢者とそれらを必要とする個人と団体を、ICT 等を使って結びつけることにより、高齢者の主体的な社会活動が活発になることを目指します。

② 生涯学習、市民スポーツ活動の推進

高齢者を含む市民等の学習機会の拡大を図るとともに、主体的な学習活動を支援します。また、「健康・スポーツの拠点」である SUBARU 総合スポーツセンターを中心に、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、「健康・体力相談事業」を指定管理者との連携により推進します。

（第 4 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）「第 7 部－第 1 生涯学習の推進」参照）

（第 4 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）「第 7 部－第 2 市民スポーツ活動の推進」参照）

事業名	事業の内容
生涯学習活動への参加機会の充実	生涯学習センターを活用し、各種実施事業における市民アンケートや利用者懇談会での利用者の声等で把握したニーズを参考に、シニア世代を対象とした市民意識・生きがい活動の向上のための生涯学習講座の充実を図ります。感染症流行時においては、オンライン講座等の「新しい生活様式」に適応したプログラムを提供していきます。 また、三鷹ネットワーク大学等との連携により、高齢者福祉に関する講座・福祉の人財育成プログラム等を提供します。
健康・体力システムの活用	健康・体力相談支援システムや同システムとの連動アプリについて、これまで以上に周知を強化し、一層の活用につなげることで、より多くの市民の自発的・継続的な運動の推進を図り、スポーツを取り入れた健康づくりの支援をしていきます。
「健康体操」等スポーツ・レクリエーション活動の推進	市民一人ひとりの健康増進を図るため、スポーツをする時間が持てない市民やスポーツに関心のない市民でも気軽に運動できるよう、「健康体操」促進のための支援、軽い運動の紹介など市のイベント等をきっかけとして個人の意識に働きかけることで、継続的なスポーツ活動の推進を図ります。
高齢者や障がい者のスポーツ機会の充実	高齢者や障がい者のスポーツ機会を充実させるために、健康・福祉の関係部署と連携し、それぞれの状況に配慮したスポーツの機会の充実を図ります。また、障がい者スポーツを通して、障がいのある人もない人も互いに尊重し、理解し、支えあえる共生社会の実現を目指します。

(3) 地域福祉の担い手としての活動支援

① 地域福祉の担い手としての活動支援

地域福祉ファシリテーター、傾聴ボランティア、認知症サポーター等の担い手の養成や、地域で活躍している方との連携強化を行うなど、高齢者が地域における福祉活動の担い手として活躍できる場を拡充していきます。

事業名	事業の内容
地域福祉ファシリテーターの養成	身近な福祉活動を企画・実施できる能力を身に付けた市民を「地域福祉ファシリテーター」として養成し、地域で支え合い活動を行う市民の裾野を広げます。
傾聴ボランティアの養成	高齢者や障がい者の自宅等を訪ね、相手の心に寄り添って話を聴く「傾聴ボランティア」の活動を継続し、定期的に傾聴ボランティア養成講座を実施します。
認知症サポーターの養成とチームオレンジの構築	認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていけるように、窓口等で高齢者に対応することが多い民間企業等に働きかけ、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けをする認知症サポーターを養成します。また、認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を目指します。
地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	市内7つの「地域ケアネットワーク」（住民協議会、町会・自治会、商店会、ほのぼのネット、ボランティア団体、地域包括支援センター等によって構成）の活動による、居場所づくりや見守り支援、福祉サービス提供等に関する支援の検討・展開を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、コロナ禍においても創意工夫を凝らしながら各地域ケアネットワークの活動を推進します。
地域で活躍している人材との連携強化	地域資源の開発、関係者間のネットワーク構築等を行う生活支援コーディネーターと、地域の高齢者の実態を把握している民生・児童委員との連携を強化していきます。
ボランティアポイント制度の導入検討	三鷹まちづくり総合研究所において「みたか地域通貨・ボランティアポイント研究会」を令和元年（2019年）12月に設置しており、当該研究会における研究成果等を踏まえて、市として導入の検討を行います。今後、導入された場合には、ポイント制度の活用を希望される高齢者の方々への各種情報提供、支援等を行っていきます。

■計画期間中の目標

該当事業	目標	取組
認知症サポーターの養成	認知症サポーター数 12,000人 【令和5年度（2023年度） 目標値】	認知症高齢者を地域で支える担い手（認知症サポーター）を養成し、認知症になっても地域で安心して暮らしていけることを目指します。

3 介護予防・健康づくりの充実・推進と安全・安心の生活の確保

高齢者が主体的に健康づくりや介護予防に取り組み、生きがいを持って毎日を送ることを目指します。身体機能の低下や要介護状態への移行、介護状態の重度化の予防を図るため、孤立防止を前提として、介護予防・健康づくり事業の一層の充実を図ります。

また、給食サービス事業・緊急通報システム等の活用による自立生活支援サービスの充実、家族介護者に対する支援と介護離職防止、在宅医療・介護連携の推進等により、高齢者とその家族が安心して在宅生活を送れるよう支援します。

さらに、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、バリアフリーのまちづくりの推進や多様な住まいの誘導等による住宅の確保等、環境整備に努めます。

(1) 健康づくりと自立支援、介護予防・重度化防止のための取組の推進

① 早期からの健康づくり・フレイル予防の推進

元気高齢者の増加を目標に、要介護状態になる前から積極的に健康づくりに取り組めるよう、一般介護予防事業として実施している介護予防教室を充実させるとともに、疾病予防の推進を図ります。健康なうちから地域の活動に参加する高齢者を増やすことにより、高齢者の孤立を予防し、地域とのつながりを強化します。また、高齢者に対する低栄養等によるフレイル対策について、健診データを活用した効果的な事業の展開や介護予防事業との連携に努めます。

75歳以上の後期高齢者については、後期高齢者医療制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業との一体的な実施に向けて、事業の検討を進めます。

コロナ禍においても「通いの場」等を継続するため、生活支援コーディネーターが新しい生活様式に基づく活動を支援するほか、自宅でも介護予防に取り組めるよう、オンラインを活用した映像配信などにも取り組みます。

事業名	事業の内容
疾病予防の推進	市民の健康を守るため、がんをはじめとする生活習慣病に関する予防対策、各種健康診査の受診率向上への働きかけ等を実施することにより、早期発見・早期治療を目的とした疾病予防を推進します。
介護予防教室の充実	65歳以上の全ての高齢者に対し、運動、口腔、栄養及び認知症予防等に関する介護予防教室を実施し、要介護状態になることへの予防及び要介護状態の重度化防止に努めます。地域包括支援センター、社会福祉協議会、住民協議会等と連携し、より身近な場所で多くの方が参加できるよう、一般介護予防事業の更なる充実を図ります。
フレイル予防の推進	要介護状態になることへの予防に向け、多様な関係機関との情報共有、協働によるモデル的取組、健診データを活用した効果的な事業の展開や介護予防事業との連携等によって、更なる事業の充実を検討します。
コロナ禍における「通いの場」等の継続	「通いの場」で行っていた介護予防活動について、オンライン会議システムなどを積極的に取り入れることによって、引き続き自宅でも取り組めるようにするなど、活動の継続を図ります。

② 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活できるよう、生活習慣病の予防や健康づくりを推進するとともに、介護予防・生活支援サービスの充実に図ります。

事業名	事業の内容
介護予防・生活支援サービス事業の充実	介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービス及び通所型サービス事業の充実に図ります。
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	市民が介護サービスの担い手として活躍できる「みたかふれあい支援員」について、介護サービス事業者の意見や活動実績も踏まえながら、更なる制度の充実に図ります。養成講座の受講者が減少傾向にあることから、周知方法を工夫することにより幅広い世代からの人員確保を図ります。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護予防・生活支援サービス事業の充実	訪問型サービス、通所型サービスの見直し	単価や利用対象者の拡充などを含めたサービス体系の見直しを検討します。
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	登録者数 120人 【令和5年度(2023年度)目標値】	基準緩和サービスの今後の需要動向や活動実績を踏まえて、人員の確保を図ります。

③ 生活支援体制整備事業の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、地域資源の開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングに努めるとともに、三鷹市内と周辺地域にある高齢者を対象とした医療機関、介護サービス事業所、地域資源（通いの場等）の情報をインターネットで検索し入手することができる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム(三鷹かよおっと)」の運用を行います。

また、地域ケアネットワークや地域福祉コーディネーター等、地域における多様な関係者とのネットワークの構築を図り、生活支援コーディネーターの活動の充実に図ります。

事業名	事業の内容
生活支援コーディネーターの活動の推進	地域の課題や資源の把握、関係者間のネットワーク構築、自主グループの活動支援など、生活支援コーディネーターの活動の推進を図ります。
協議体の充実	多様な関係者の情報共有、連携・協働による取組の推進のため、生活支援体制整備に係る各協議体の充実に図ります。
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる情報の把握と発信	介護・医療の情報に加え、介護予防の活動などの地域資源情報を一元的に把握・管理し、検索・発信できる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム(三鷹かよおっと)」の運用を行い、ウェブサイトでも情報発信を行います。
就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置の検討	高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)」の配置を国や東京都、他市の動向をみながら検討していきます。

④ 市民による介護予防や認知症予防の取組の支援

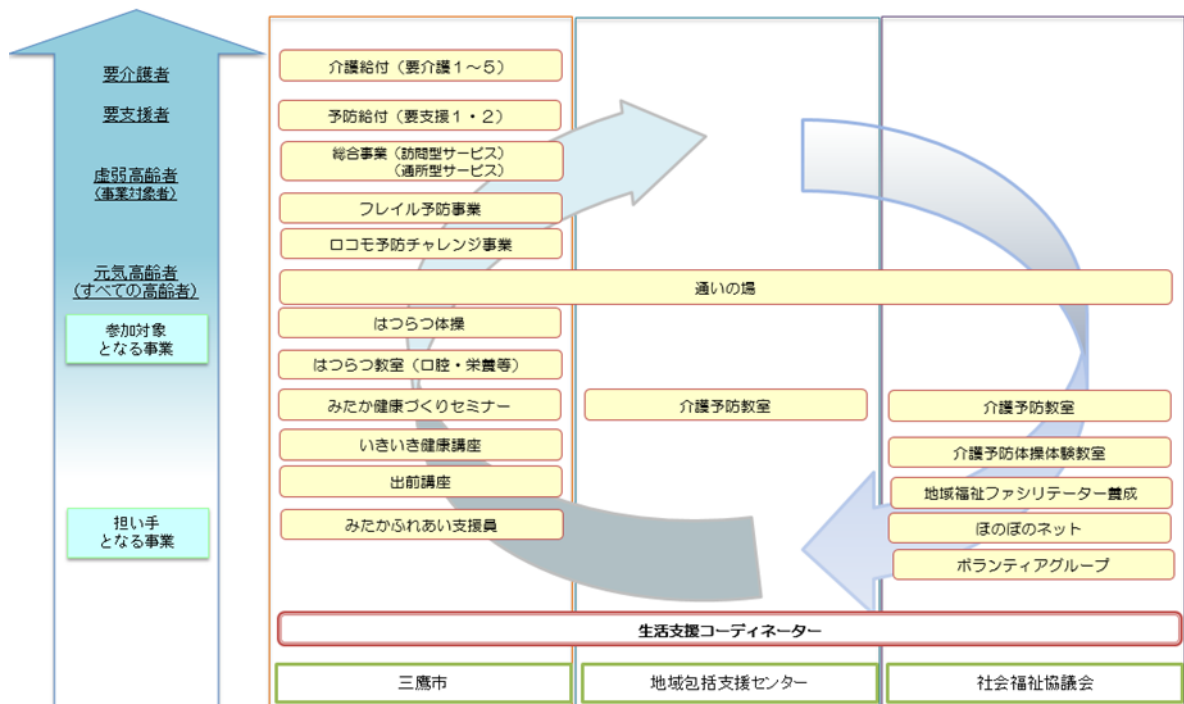
高齢者が支えられる側だけでなく、支える側として社会参加できるよう、市民による介護予防や認知症予防の取組を支援します。事業の実施に当たっては、定期的に振り返りを行い、PDCA サイクルに沿って取組を進めます。

事業名	事業の内容
高齢者の「通いの場」の拡充	地域の身近な場所で、介護予防を目的に自主的・継続的に開催され、誰もが参加できる市民運営の居場所である「通いの場」の拡充を図ります。生活支援コーディネーターやリハビリテーション専門職による関与、一般介護予防事業との連携などを強化し、運動や趣味活動、認知症予防の取組など介護予防に資する活動を推進します。コロナ禍においても感染防止を行いながら屋外での活動やオンライン会議システムなどを積極的に取り入れ、新しい生活様式を踏まえて活動の継続を図ります。
緊急時における高齢者の介護予防の取組	災害や感染症発生時等の緊急時における高齢者の方の介護予防を支援するために、関係機関と連携し支援体制を整備します。
リハビリテーションサービスの充実	要介護（支援）者の方の心身の機能向上を目指し、リハビリテーションサービスの充実に向けた取組の実施を検討します。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
高齢者の「通いの場」の拡充	参加者 2,400 人 【令和 5 年度(2023年度) 目標値】	自主的、組織的、継続的に介護予防に取り組むグループの立ち上げを支援します。
リハビリテーションサービスの充実	IADL（手段的自立度）が低い高齢者の割合 3.0% 【令和 5 年度(2023年度) 目標値】	必要なリハビリテーションサービスを受けられる環境を構築するための取組を検討します。

● 介護予防関連事業イメージ図



(2) 在宅生活の支援・推進

① 自立生活支援サービスの充実

高齢者が自宅でいつまでも安心した生活が送れるよう、給食サービス事業や緊急通報サービス等、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図ります。

事業名	事業の内容
給食サービス事業の充実	買物や炊事が困難な、65歳以上のひとり暮らしや高齢者世帯、また、所得が低い方を対象とした給食サービス事業の充実を図ります。
緊急通報サービスの利用推進	社会福祉事業団が実施している緊急通報サービス事業の利用促進を図ります。
地域における言語リハビリテーション事業の推進	身体障がい、高次脳機能障がい等による言語機能障がいのある高齢者等に対する言語リハビリテーション事業を推進します。
ふれあいサポート(ごみ出し・安否確認)事業の推進	ごみ出しをすることが困難な市民を対象に、ごみ出しを支援し、併せて安否確認を行うふれあいサポート事業を推進します。
移動支援サービスの充実	車いすのまま乗降できるコミュニティバスの運行や、一般の交通手段を利用することが困難な高齢者の移動手段として利用できるリフト付きタクシー事業、リフト付きバスを利用した福祉バス事業の充実に努めます。 また、福祉有償運送として移送サービスを行っている「特定非営利活動法人みたかハンディキャブ」への支援を継続します。
救急医療情報提供事業の継続	消防署等と連携し、緊急時に必要となるかかりつけ医療機関や持病等の情報を保管する救急医療情報キットの支給事業を継続します。

② 家族介護者への支援と介護離職防止

介護者である家族(ダブルケアラー等を含む。)の介護にかかる負担感を軽減するため、三鷹市社会福祉協議会等との協働により、家族介護者交流事業等の充実を図ります。

また、要介護状態等にある家族の介護を理由とする「介護離職」を防止するため、三鷹市介護保険事業者連絡協議会や市内企業等と連携し、介護保険制度、介護休暇制度等の周知を図ります。

事業名	事業の内容
家族介護者への支援の充実	介護者である家族を日常の介護から一時的に開放し、長期介護による心労を癒すとともに、介護者同士の交流を図る等、家族介護者への支援の充実を図ります。
介護技術向上教室実施の推進	介護による疲労の軽減等を図るため、介護サービス事業者や市民団体等と連携し、介護技術向上教室の実施を推進します。
緊急時一時対応の支援	介護者である家族の急な入院や特別な事情により、緊急で一時的に介護が必要な方に対し、介護保険外でのショートステイが利用できるよう支援します。
介護者談話室サポーターの養成	家族を介護する方が地域で身近に集える場である介護者談話室を運営し、談話室参加者との交流や情報交換を通じて、介護者が一人で介護の負担を抱え込まないように支援する介護者談話室サポーターを養成します。

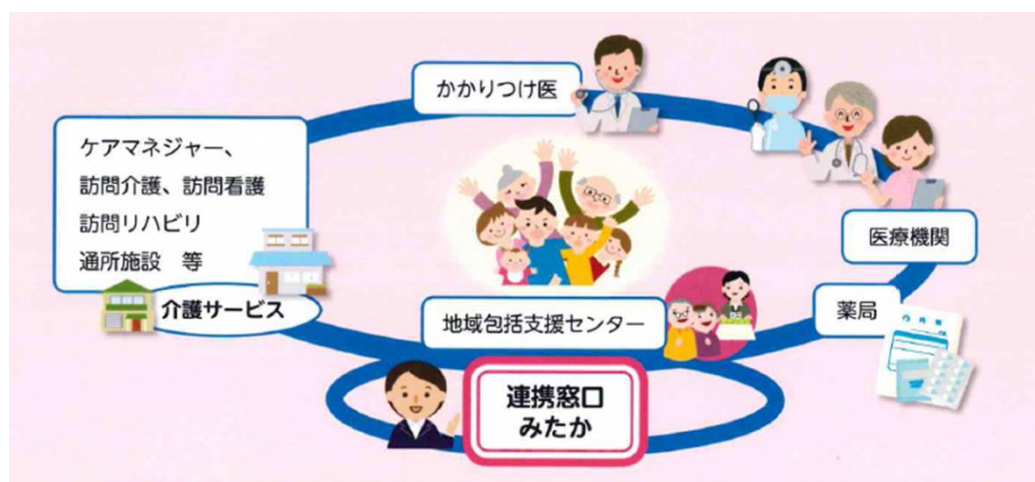
<p>介護保険制度、介護休暇制度等の周知等による介護離職防止</p>	<p>要介護状態等にある家族の介護を理由とする「介護離職」を防止するため、三鷹市介護保険事業者連絡協議会や市内企業、関係部課等と連携し、介護保険制度、介護休暇制度（職場環境の改善を含む。）等の周知と普及啓発を図るとともに、地域に出向いての相談会の実施などを検討します。</p>
------------------------------------	--

③ 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療、福祉、介護等の関係機関の連携を推進し、看取りや認知症への対応強化を図り、地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を目指します。

事業名	事業の内容
<p>多職種連携の取組</p>	<p>医師会、歯科医師会、薬剤師会、地域包括支援センター等と協働し、多職種が参加する研修を通して共通の課題を理解し、より一層連携を深めます。</p>
<p>在宅医療・介護連携支援窓口「連携窓口みたか」の充実</p>	<p>医療・介護関係者の相互理解を進め、連携を支援するため、医療・介護・福祉関係者からの相談等に対応する連携窓口みたかについて、その取組の充実を図ります。</p>
<p>後方支援病床利用事業の強化</p>	<p>在宅療養者に一時的な入院が必要となった場合の後方支援体制（後方支援病床）の強化を図ります。</p>
<p>感染症対策時の在宅生活の支援</p>	<p>旧どんぐり山施設において、「在宅医療・介護の推進拠点、モデル施設」の整備を行うなど、感染症対策時の在宅生活の支援を行います。</p>
<p>介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる情報の把握と発信</p>	<p>介護・医療の情報に加え、介護予防の活動などの地域資源情報を一元的に把握・管理し、検索・発信できる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム(三鷹かよおっと)」の運用を行い、ウェブサイトでも情報発信を行います。</p>

● 「連携窓口みたか」イメージ図



④ 地域包括ケア会議の充実

多職種や地域住民との協働により、地域ケア会議を開催し、個別課題の検討から地域のニーズを把握し、政策提言につなげます。課題抽出や解決策の検討方法を整理し、効果的な政策提案を図ります。

事業名	事業の内容
地域包括ケア会議の充実	地域ケア会議の持つ5つの機能（「個別課題の解決」「地域支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」）の充実を図り、個人への支援とそれを支える社会基盤の整備を進めます。

⑤ 「在宅医療・介護の推進拠点、モデル施設」の整備

旧どんぐり山施設を活用し、「在宅医療・介護の推進拠点、モデル施設」及び福祉人財の育成拠点等として整備を行い、福祉の発展を図ります。

事業名	事業の内容
旧どんぐり山施設の整備	「旧どんぐり山施設利活用研究会」において作成された利活用プランに基づき、「在宅医療・介護の推進拠点、モデル施設」及び福祉人財の育成拠点等として整備を行い、福祉の発展に取り組みます。

(3) 長寿社会を支える環境の整備

① バリアフリーのまちづくりの推進

「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第2次改定）」に基づき、バリアフリーのまちづくりを推進します。

（第4次三鷹市基本計画（第2次改定）「第3部-第3-1 住環境の改善」参照）

事業名	事業の内容
「バリアフリーのまちづくり基本構想 2022（第2次改定）」の推進	全ての人がいきいきと暮らせる、バリアフリーのまちづくりの実現に向けて、道路や公共施設などハード面での整備を進めるとともに、情報のバリアフリー化なども含めた、社会参加、教育、人々の意識など、あらゆる分野でのバリアフリー化を進めます。
道路のバリアフリー化の推進	歩きやすい歩行空間の確保を図るため、歩道の設置及び拡幅、電線類の地中化、視覚障がい者誘導用ブロック、ベンチの設置等を進めるとともに、放置自転車や歩道上の障害物を排除するなど道路のバリアフリー化を推進します。
建築物のバリアフリー化の推進	高齢者等の多くの市民が利用する建築物のバリアフリー化を推進します。
バリアフリーのまちづくりの啓発活動の推進	バリアフリーのまちづくりには、市民、事業者、三鷹市が、高齢者や障がい者等の立場に立った利用上の工夫をしたり、介助の方法などを習得することでバリアの解消を図る必要があるため、積極的なバリアフリー意識啓発活動を行います。

② 心のバリアフリーの推進

心のバリアフリーを推進するために、あらゆる機会や場において、啓発・広報活動の充実を図ります。また、高齢者や障がいのある方と児童・生徒、市民との交流機会の提供等も実施します。

事業名	事業の内容
啓発・広報活動の充実	高齢者・障がい者の人権・疾病等に関する理解を深め、心のバリアフリーを推進するため、啓発・広報活動を充実させます。
高齢者等との交流の推進	ボランティア活動等による交流を進め、高齢者・障がい者に対する理解を深めます。

③ 多様な住まいの誘導・促進

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けることができる環境整備を誘導・促進します。

事業名	事業の内容
住宅改修に係る費用の補助	要介護状態等になっても、いつまでも住み慣れた自宅で生活ができるように、住宅改修に係る費用等の一部を助成します。
高齢者入居支援・居住継続支援事業の推進	住宅の確保に際して保証人が確保できない高齢者への支援策として、保証会社との連携により、高齢者の入居支援を推進します。
福祉住宅の在り方の検討	住宅に困窮する低所得者向け公営住宅における借上型の福祉住宅については、借上期間終了後の在り方について、検討します。
賃貸住宅への入居相談体制の充実	高齢者が安心して住み続けられるように、都営住宅シルバーピア・借上型福祉住宅等の申込みや、民間賃貸住宅の住み替え等において、窓口におけるきめ細かい相談体制の充実を図ります。
サービス付き高齢者向け住宅等の設置状況の把握	介護サービス基盤としての、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）について、地域におけるニーズに応じて適切に供給されるよう、東京都と連携して設置状況を把握し、必要な取組を行います。

4 地域の支え合いの仕組みづくりの推進による地域共生社会の実現

コミュニティ住区を基本エリアとして地域に暮らす人々がつながり、支え合うための仕組みづくりである「地域ケアネットワーク」の取組を全ての地域で進めています。

また、地域包括支援センターの機能を強化して、身近な相談窓口の充実や適切なサービスの提供につなげるとともに、高齢者を支える地域のボランティアや団体等との連携強化を進め、高齢者に対する地域の見守り体制の充実を図ります。加えて、こうした高齢者を支える組織の基盤となる福祉人財の育成と活動支援を行います。

(1) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり

① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展

「コミュニティ創生」の取組の一つとして、7つのコミュニティ住区で全市展開した「地域ケアネットワーク」については、各ケアネットが取り組む居場所づくりや相談、見守り、支え合いや地域交流・多世代交流など、地域の特性に応じた多様な活動の充実を支援するとともに、今後の事業展開については、各ケアネットが主体性をより発揮できるよう、各ケアネット、関係機関及び関係団体の方々と運営体制の充実を含めた効果的な事業の在り方等を協議・検討します。

コロナ禍においては、創意工夫を凝らしながら各地域ケアネットワークの活動を推進します。

事業名	事業の内容
地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展	市内7つの「地域ケアネットワーク」(住民協議会や町会・自治会、商店会、ほのぼのネット、ボランティア団体、地域包括支援センター等によって構成)の活動による、居場所づくりや見守り支援、福祉サービス提供等に関する支援の検討・展開を図ります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、コロナ禍においても創意工夫を凝らしながら各地域ケアネットワークの活動を推進します。

② 災害時避難行動要支援者支援事業等の推進

災害対策基本法に基づき作成した災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を適正に管理・更新します。

また、協定を締結した三鷹警察署、三鷹消防署、三鷹市消防団、三鷹市民生・児童委員協議会、三鷹市社会福祉協議会、自主防災組織及び町会・自治会・マンション管理組合に同名簿を提供し、関係部署と連携しながら、避難行動要支援者の避難方法等を含めた避難支援体制の整備を図ります。

さらに、地域の介護サービス事業者等との連携により、災害時の高齢者等の避難施設の確保や、医療体制の整備等に努めます。

事業名	事業の内容
災害時避難行動要支援者支援事業等の推進	災害対策基本法に基づき作成した、避難行動要支援者の名簿を更新します。災害発生に備え、平常時から町会・自治会や自主防災組織、民生委員、三鷹警察署、三鷹消防署等避難支援等関係者に情報提供することについて同意を得られた方の名簿を提供し、災害時の円滑で迅速な避難支援等を行うために役立ててもらいます。
福祉避難所の拡充	三鷹市地域防災計画に基づき、市内の介護保険施設等との災害時応援協定の締結による福祉避難所指定を推進し、拡充に努めます。

③ 地域交流・多世代交流の推進

住民協議会、学校、ボランティア団体、NPO法人、高齢者施設・障がい者施設等の福祉施設その他福祉関係団体との連携や協力のもとに地域交流・多世代交流を促進します。

また、今後スクール・コミュニティ構想等のコミュニティ創生との取組とも連携し、より深く、地域の中で支え合う環境づくりに努めます。

事業名	事業の内容
地域交流・多世代交流の推進	既存の福祉関係団体や教育関係団体との連携による世代を越えた交流を推進します。

④ 買物環境の整備

関係機関と連携し、日常生活用品等の買物が困難な高齢者のために、地域で容易に買物ができる環境整備を推進します。各地域で行われている取組との間で相乗効果が得られるよう努め、地域の状況にふさわしい買物環境の整備を推進します。

(第4次三鷹市基本計画(第2次改定)「第2部-第4-1 商業環境の整備」参照)

事業名	事業の内容
買物環境の整備	日常生活用品等の買物が困難な高齢者のために、地域で容易に買物ができる環境整備を推進します。各地域で行われている取組への事業構築及び活用促進を支援します。地域ケアネットワークや住民協議会といった地域団体とも情報共有や連携を行い、各地域の商店会や事業者への丁寧な支援事業の説明、地域住民へのネットスーパーの使い方説明会の開催、地域での移動販売車の導入に向けた検討など多様な支援策についての消費者ニーズや効果の検証を行っていきます。

⑤ 避難所運営体制の強化

災害発生後、速やかに避難所開設と円滑な運営が行えるようにするとともに、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者の受入れを行う福祉避難所として使用される高齢者施設と平常時から連携を図り、発災時に即応できる態勢を整えます。

事業名	事業の内容
避難所運営マニュアルの見直し	「避難所運営連絡会」を随時開催するとともに、避難所開設・運営訓練の実施と検証により、避難所運営マニュアルの見直しを行います。
福祉避難所の拡充と運営マニュアルの整備	要介護状態や障がいの程度などから避難所での生活が困難な方については、三鷹市地域防災計画に基づき、福祉避難所に指定している福祉拠点への入所を要請することとしています。引き続き、福祉避難所の拡充に努めるとともに、一般の避難所での避難生活が困難な介護等を要する障がい者や高齢者等の要配慮者が、平常から利用している福祉施設に事前登録をすることで、災害時には直接避難ができるように市内の民間福祉施設との災害時応援協定の締結を進めていきます。また、各施設の特性を踏まえて、福祉避難所の運営マニュアルを整備していきます。

(2) 地域を拠点としたまちづくりの推進

① 地域における身近な総合相談窓口の充実

地域における高齢者の相談窓口としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。高齢者の総合相談に応じるほか、三鷹市との協働で高齢者総合調整会議や権利擁護センターみたかの事例検討会等を活用しながら、困難事例等への対応を図ります。

また、緊急時における高齢者の身元や緊急連絡先などの確認が行えるよう、地域包括支援センターとの連携による「高齢者見守りキーホルダー（あんしんキーホルダー）」の登録者の拡充を図ります。

事業名	事業の内容
地域包括支援センターの機能充実	介護サービス事業者、医療機関、民生・児童委員、ボランティア団体その他の関係者と連携を図り、高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターの機能を充実するとともに、職員の資質の向上に努めます。
「高齢者見守りキーホルダー」の登録者の拡充	緊急時における高齢者の身元や緊急連絡先の確認が行えるよう、地域包括支援センターとの連携による「高齢者見守りキーホルダー」の登録者の拡充を図ります。

② 地域の関係機関の連携強化

民生・児童委員、ほのぼのネット員、町会・自治会、地域包括支援センター等の関係機関・団体等との協働による地域での見守りを推進するとともに、その機能を十分に発揮できるよう、活動支援の充実を図ります。

事業名	事業の内容
見守りネットワーク事業の推進	市民、民生・児童委員、地域包括支援センター、地域ケアネットワーク、民間事業者等の見守り協力団体等と協働で、子どもから高齢者までの生命に関する緊急事態等に対応する「見守りネットワーク事業」の取組を進めます。
地域資源ネットワークの構築	日頃からの地域での見守りを推進するとともに、高齢者を支える地域資源のネットワークの構築に努めます。あわせて、見守り活動の課題の解消に向けた検討を進めます。
民生・児童委員等との連携強化	地域の高齢者の実態を把握し、支援の必要な高齢者に的確にサービスを提供することができるよう、地域の民生・児童委員等との連携を強化します。

③ 地域における福祉人財の養成と活動支援

三鷹市社会福祉協議会や三鷹市社会福祉事業団等とも連携しながら、地域福祉活動を推進する担い手の養成に取り組むとともに、福祉人財の活動を支援します。

事業名	事業の内容
福祉人財の養成と就労的活動の支援	傾聴ボランティア、地域福祉ファシリテーター、認知症サポーター等、地域福祉活動を推進する担い手を養成するとともに、三鷹市社会福祉協議会や三鷹ネットワーク大学等とも連携を図りながら、福祉人財の活動を支援します。 ボランティア活動や就労的活動を推進するため、インセンティブの付与等の検討を進めるとともに、ボランティア活動をきっかけに、みたかふれあい支援員や市民後見人等の、市民参加による地域福祉の担い手としての活動につなげていくなど、体系的・発展的な支援を推進していきます。

④ NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携

市内で活動する福祉・介護に関するNPO法人、ボランティア団体等と連携し、福祉環境の向上を図るとともに、人財確保への協力など必要な支援を行います。

事業名	事業の内容
NPO法人、ボランティア団体等への支援・連携	市内で活動する福祉・介護に関するNPO法人、ボランティア団体等と連携し、福祉環境の向上を図るとともに、人財確保への協力など必要な支援を行います。

⑤ 地域共生社会に向けた包括的支援

ダブルケア、8050問題など複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、一人ひとりが生きがいを持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」に向けた取組として、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者等に係る関係部課が連携した包括的な支援体制の構築を検討します。

そのうえで、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める「相談支援」、社会とのつながりを回復する「参加支援」、地域社会からの孤立を防ぎ活躍の機会と役

割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備」について、既存の仕組みの活用や地域で活動している団体等との協働も踏まえ、検討を進めていきます。

また、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる「共生型サービス」の普及・啓発などを行います。

事業名	事業の内容
包括的な支援体制の構築と重層的支援体制整備の検討	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく、ダブルケア、8050問題など市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築及び「重層的支援体制整備」について検討します。
共生型サービスの普及・啓発	障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる「共生型サービス」について普及・啓発を行うとともに、共生型サービスを実施する際の国・東京都の補助制度の情報提供等を行います。

5 認知症高齢者の支援と権利擁護の推進

認知症等により判断能力が低下しても、高齢者が尊厳と希望を持って認知症とともに生き、家族や地域の人とともに穏やかな生活を送ることができるように、地域、学校、企業等と連携して認知症施策の充実を図り、「認知症にやさしいまち三鷹」を目指します。成年後見制度や、地域福祉権利擁護事業等、認知症高齢者を地域で支え合うための事業を推進します。

また、高齢者虐待防止のための啓発活動の推進や、早期発見・早期対応の体制の充実に取り組むとともに、高齢者の消費者被害を防止するための関係機関との連携や研修に取り組みます。

(1) 認知症高齢者の支援

① 地域の連携による認知症高齢者への支援

認知症の早期発見・早期診断体制を整備するとともに、若年性認知症患者を支援するため、地域包括支援センター等の相談機関、かかりつけ医、専門医療機関等との連携を図ります。

事業名	事業の内容
認知症相談の充実と医療機関との連携強化	かかりつけ医、専門医療機関等と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、「もの忘れ相談シート」等による行政・医療・介護関係者の連携体制の充実を図ります。
認知症初期集中支援推進事業の推進	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を中心に、早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。
認知症地域支援ネットワーク会議	医療関係者及び介護サービス事業者等を構成員とする「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」を開催し、認知症高齢者を支える関係者が連携して認知症に関する現在の取組状況を検証するとともに、新たな施策を検討します。
若年性認知症患者への支援と相談体制の充実	65歳未満で発症する若年性認知症は、働き盛りに発症し、本人や家族が被る経済的損失、精神的負担は大きなものがあるため、東京都多摩若年性認知症総合支援センター、地域包括支援センター等と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

② 認知症高齢者を支えるサービス体制の充実

認知症高齢者や家族を支援するため、居宅サービス等の充実を図ります。

事業名	事業の内容
認知症に対応したサービスの充実	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に対応した居宅サービス等の充実を図るとともに、介護従事者の認知症への対応力向上に努めます。
高齢者の「通いの場」の拡充	地域の身近な場所で、介護予防を目的に自主的・継続的に開催され、誰もが参加できる市民運営の居場所である、通いの場の拡充を図ります。生活支援コーディネーターやリハビリテーション専門職による関与、一般介護予防事業との連携などを強化し、運動や趣味活動、

	認知症予防の取組など介護予防に資する活動を推進します。コロナ禍においても感染防止を行いながら屋外での活動やオンライン会議システムなどを積極的に取り入れ、新しい生活様式を踏まえて活動の継続を図ります。
--	---

③ 認知症の人本人とその家族への支援

認知症高齢者を介護する家族を対象に、日頃の悩み相談や介護方法に関する教室の開催等、日常の介護による負担感の軽減を目的とした事業を推進します。

また、認知症高齢者を地域で支える環境づくりのために、認知症サポーターとチームオレンジの構築に取り組むとともに、地域において認知症高齢者を見守る体制づくりを進めます。

事業名	事業の内容
認知症高齢者を抱える家族への支援	認知症高齢者を介護する家族を対象に、日頃の悩み相談や介護方法に関する教室の開催等、日常の介護による負担感の軽減を目的とした事業を推進します。
認知症への理解を深める取組の推進	市民の認知症に対する理解を深め、認知症高齢者を地域で支える意識を醸成するため、地域包括支援センターや認知症予防等に取り組んでいる市民団体と連携して、認知症の人本人の意見も取り入れた認知症に対する市民への啓発を行い、「認知症にやさしいまち三鷹」への理解を深める活動を推進します。
認知症サポーターの養成とチームオレンジの構築	認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていけるように、窓口等で高齢者に対応することが多い民間企業等に働きかけ、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けをする認知症サポーターを養成します。 また、認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を目指します。
行方不明・身元不明高齢者の見守り体制の整備	国や東京都の動向を注視しつつ、認知症により居場所が分からなくなった高齢者を早期に発見できる仕組み等、地域において認知症高齢者を見守る体制の充実を図ります。
認知症ガイドブックの活用	認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れや地域の活動等を掲載した認知症ガイドブック（ケアパス）を活用し、市民や医療・介護関係者に情報提供する体制の充実を図ります。

(2) 高齢者の権利擁護の推進

① 権利擁護センターみたかの運営の充実

認知症高齢者等が地域で自立し、サービスを選択して生活するための支援として、三鷹市社会福祉協議会と協働して、権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。

また、成年後見制度利用促進法に基づく国の成年後見制度利用促進計画等を踏まえ、既存の広報機能、相談機能に加えて利用促進機能、後見人支援機能を備えた中核機関の設置に取り組みます。

事業名	事業の内容
権利擁護センターみたかの運営の充実	判断能力が低下し、日常生活の継続が困難な高齢者等を対象に、三鷹市社会福祉協議会と協働し、地域福祉権利擁護事業、サービス利

	用相談、苦情相談、成年後見制度の利用や虐待の対応の専門相談等を行う権利擁護センターみたかの運営の充実を図ります。
成年後見制度利用促進基本計画の策定	成年後見制度利用促進法に基づく国の成年後見制度利用促進計画を踏まえて、市における基本計画の策定等について検討します。

② 成年後見制度の推進

認知症、精神疾患等により、判断能力の低下した高齢者が安心して日常生活を続けられるよう、権利擁護センターみたかと協働し、成年後見制度の推進を図ります。

事業名	事業の内容
成年後見制度の周知・推進	判断能力の低下した高齢者を地域で支えるために、成年後見制度を周知するとともに、必要とする人が誰でも利用できるよう成年後見人等報酬等支払費用助成制度を推進します。

③ 高齢者虐待防止の充実

高齢者虐待防止に対する啓発活動を推進するとともに、民生・児童委員、地域包括支援センター等地域との連携強化により、虐待の予防、早期発見及び早期対応に努めます。

事業名	事業の内容
高齢者虐待防止と対応の充実	高齢者虐待防止に関する普及啓発活動、高齢者虐待対応マニュアルの活用等について、地域包括支援センター等の関係機関と協働し、高齢者虐待防止体制の充実を図ります。
緊急保護の実施	高齢者を緊急に保護するため、特別養護老人ホーム等との提携により、緊急保護施設の確保を進め、適切な緊急保護を実施します。
虐待事例等への対応機能の強化	法律、医療、介護等専門的な見地から、高齢者及び養護者の抱える問題の早期解決を図るため、弁護士、医師、介護サービス事業者等の専門家により構成されている「高齢者総合調整会議」や権利擁護センターみたかの「事例検討会」を積極的に活用することにより、虐待事例等への対応機能の強化に努めます。

④ 高齢者の消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実

高齢者を狙った訪問販売等の悪質商法や「振り込め詐欺」、「還付金詐欺」等のいわゆる特殊詐欺による被害を防止するため、消費者活動センター、地域包括支援センター、三鷹警察署等の関係機関との連携強化を図るとともに、被害防止のための啓発に努めます。

(第4次三鷹市基本計画(第2次改定)「重点プロジェクト「安全・安心」プロジェクト」

「第2部-第5 消費生活の向上」参照)

事業名	事業の内容
消費者被害・特殊詐欺被害防止体制の充実	消費者活動センター、地域包括支援センター、三鷹警察署等の関係機関の連携により、高齢者を対象とした訪問販売等の悪質商法や「振り込め詐欺」、「還付金詐欺」等の特殊詐欺に関する啓発を行い、被害の防止を図ります。

6 介護保険制度の円滑な運営

介護保険事業の適正な運営、サービス基盤の整備・充実、介護保険サービスの質の向上等、介護保険制度の円滑な運営に努めます。また、必要な介護サービスが提供できるように負担と給付のバランスを考えながら、介護保険財政の健全性を確保し、安定的な財政運営に努めるとともに、引き続き、介護給付費等の適正化に努めます。

(1) 介護保険事業の円滑な運営

① 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度の周知に努め、相談体制の充実等を推進することにより、介護サービスを必要としている人に必要なサービスが行き届くよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

事業名	事業の内容
介護保険事業の推進	国・東京都の動向を見ながら、三鷹市の実情に応じた介護保険事業計画を策定・推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営に努めます。
保険者機能強化推進交付金等の活用と計画の達成状況の評価と公開	保険者機能強化推進交付金等を活用して施策の充実・推進を図るとともに、計画の達成状況の確認や制度全般の運用には、PDCAサイクルが重要となるため、評価指標等を活用して評価を実施し、結果の公表を行います。
介護保険制度の周知	介護保険制度の円滑な運営に向け、市ホームページや広報みたか、パンフレット等を活用しながら、制度やサービスの情報等の周知を図ります。
利用しやすい情報提供の促進	必要な情報を確実に得られるよう、利用者に十分配慮した情報提供の促進を図るとともに、窓口に来ることが難しい等の事情を抱えている利用者への対応に努めます。
相談体制の充実	相談対応等が身近に受けられるように、三鷹市や地域包括支援センターでの相談体制の充実を図ります。
介護予防施策との推進	要介護状態等の軽減や重度化防止のための介護予防の諸施策を、地域の社会資源と連携し、積極的に推進します。

② 介護・福祉ニーズの適切な把握

新たな福祉サービスの充実、必要な介護・福祉サービスの提供及び支援を行うため、高齢者の実態調査等を実施し、的確なニーズの把握に努めます。

事業名	事業の内容
実態調査の実施	介護保険事業の円滑な運営に当たって、的確なニーズや実情を把握するため、各種調査等を実施します。調査等の実施に当たっては、回答しやすい方法等について検討し、回収率の向上に努めます。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
実態調査の実施	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 60% 要支援認定者調査 75% 要介護認定者/介護者調査 65% 介護サービス事業所調査 50% 介護・看護職員調査 50% 【令和4年度(2022年度)目標値】	令和4年度(2022年度)に実施予定の「高齢者の生活と福祉実態調査」において、いずれの調査についても令和元年度(2019年度)比で回収率の向上を図ります。

③ 給付適正化の推進

介護が必要な人を適正に認定し、適切なケアマネジメントにより必要とするサービスを見極め、事業者が適正にサービスを提供することを促すため、介護給付適正化の取組を進めます。取組に当たっては、「第8期東京都高齢者保健福祉計画(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))」との調整・連携を図りながら進めます。

事業名	事業の内容
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者等が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査票の内容について、市職員が書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
ケアプラン点検・ケアマネジメントの適正化支援	利用者が真に必要なサービスを確保するため、基本となる事項を介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指して、①チェックシート等を活用したケアプランの内容確認、②明らかになった改善すべき事項の介護支援専門員への伝達、③自己点検シートによる介護支援専門員による自己チェック及び保険者による評価を行うとともに、④介護支援専門員への講習会の開催等を一体的に実施します。
住宅改修・福祉用具点検	福祉用具の必要性や利用状況等の確認、住宅改修の工事見積書等の点検、訪問調査の実施等により、不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を推進します。必要に応じて、リハビリテーション専門職が福祉用具の利用状況を点検し、福祉用具の利用についてアドバイス等を実施します。
縦覧点検・医療情報との突合	東京都国民健康保険団体連合会と連携し、縦覧点検については、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。医療情報との突合については、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。
介護給付費通知	介護サービスの利用者へ、介護サービスの利用状況等について通知することによって、利用者自身が受けているサービス内容や回数等について、誤りがないか確認していただくため実施します。
介護サービス事業者に対する指導監査等	介護サービス事業者に対して、定期的に実地指導を行うことにより、介護事業運営の適正化と介護サービスの質の向上を図ります。また、法令遵守の徹底を図るため、介護サービス事業者のための運営の手引き書、自己点検票、集団指導等の充実を図り、人員、設備、運営基準等に関する周知・啓発に努めます。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
要介護認定の適正化	指定居宅介護支援事業者等が作成した認定調査票の全件点検を実施	指定居宅介護支援事業者等が実施した変更認定又は更新認定に係る認定調査票を全件点検します。
ケアプラン点検・ケアマネジメントの適正化支援	年6か所以上、各2件以上のケアプラン点検を実施	主任介護支援専門員と連携し、利用者の自立支援に資するケアプランになっているかを、担当介護支援専門員と共に点検します。
住宅改修・福祉用具点検	福祉用具利用状況の書面点検及び住宅改修の訪問点検を実施	利用者に対し訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。 必要に応じて、リハビリテーション専門職が福祉用具の利用状況を点検し、福祉用具の利用についてアドバイス等を実施します。
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検・医療情報との突合を毎月継続的に実施	不適切な給付は是正を求めるとともに、返還に至らないケースでも、必要に応じて注意喚起や指導を行います。
介護給付費通知	介護給付費通知を半年分ごとに年2回発送	給付費通知の目的について、利用者により伝わりやすくなるよう、表現を工夫します。
介護サービス事業者に対する指導・監査	指定更新を迎える事業所に対する実地指導。介護サービス事業者のための運営の手引き書、自己点検票、集団指導等の充実	年間計画に基づき、計画的に取り組みます。

④ 要介護認定の公平性の確保

要介護（要支援）の認定調査・介護認定審査が、法令に基づく基準に従い適正に実施されるように、介護認定審査会委員や認定調査員に対する研修等を実施するとともに、引き続き、要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、必要な体制を計画的に整備していきます。

事業名	事業の内容
介護認定審査会の体制充実	増加する要介護認定申請に対応するため、認定調査と介護認定審査会の体制の充実を図ります。
認定調査体制の充実	認定調査体制の充実を図るため、職員による調査と民間事業者への調査委託を継続します。
認定調査員の質の確保	調査の客観性・公平性の確保及び認定調査員の資質の向上のため、全調査員を対象に継続的に研修を実施します。
介護認定審査の公平性の確保	介護認定審査の公平性を確保するため、継続的に研修や全体会議を行い、介護認定審査会の合議体間の均質化を図ります。
遅滞なく適正に実施するための要介護認定体制の計画的な整備	要介護認定制度における業務の簡素化等も踏まえながら、引き続き、要介護認定を、遅滞なく適正に実施するため、必要な体制を計画的に整備していきます。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
認定調査員の質の確保	全調査員を対象とした研修を、年10回以上実施	調査の客観性・公平性をより一層向上させるため、全調査員を対象とした研修を実施します。
介護認定審査の公平性の確保	介護認定審査の公平性の確保及び介護認定審査会の合議体間の審査判定結果の平準化	介護認定審査会委員を対象に、東京都と連携しながら研修を実施します。業務分析データ等の内容を定期的に確認します。
遅滞なく適正に実施するための要介護認定体制の計画的な整備	要介護認定の申請から認定結果が出るまでの期間を、令和元年度（2019年度）実績41.8日より短縮します。	申請受付等の認定に係る一連の業務内容の精査を行い、期間短縮のための業務の見直しを図ります。

⑤ 適正な保険料の設定

低所得者に配慮した多段階の保険料率の設定を継続する一方で、介護給付費準備基金の活用等により、介護保険料の上昇を抑制しつつ、適正な介護保険料を設定します。

事業名	事業の内容
適正な保険料の設定	介護サービス利用者数・施設整備計画等の予測に基づき、サービス利用量（給付費）を見込み、給付費に見合う適正な保険料になるよう設定します。
低所得者への配慮	国制度の公費負担による保険料軽減と、三鷹市独自の保険料個別軽減制度を継続し、低所得者への配慮に努めます。
保険料の収納率向上	健全な財政運営と負担の公平性を図るため、保険料の収納率向上に努めます。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
保険料の収納率向上	収納率 97.6%以上 【令和5年度（2023年度）目標値】	文書による督促、催告、夜間電話催告、分納相談などによって、被保険者に寄り添う納付勧奨を実施することにより、保険料の収納率向上に取り組みます。

(2) 介護保険サービスの充実

① 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護を一体的に提供するために、三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に医療、福祉、介護等の関係機関の連携を推進し、看取りや認知症への対応強化を図り、地域全体で高齢者を支えていく体制の構築を目指します。

事業名	事業の内容
多職種連携の取組	医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者、地域包括支援センター等と協働し、多職種が参加する研修を通して共通の課題を理解し、より一層連携を深めます。
在宅医療・介護連携支援窓口「連携窓口みたか」の充実	医療・介護関係者の相互理解を進め、連携を支援するため、医療・介護・福祉関係者からの相談等に対応する連携窓口みたかについて、その取組の充実を図ります。
後方支援病床利用事業の強化	在宅療養者に一時的な入院が必要となった場合の後方支援体制（後方支援病床利用事業）の強化を図ります。
感染症対策時の在宅生活の支援	旧どんぐり山施設において、「在宅医療・介護の推進拠点、モデル施設」の整備を行うなど、感染症対策時の在宅生活の支援を行います。
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる情報の把握と発信	介護・医療の情報に加え、介護予防の活動などの地域資源情報を一元的に把握・管理し、検索・発信できる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム(三鷹かよおっと)」の運用を行い、ウェブサイトでも情報発信を行います。

② 認知症施策の推進

認知症高齢者が、今後さらに増えることが想定される中、高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症に対する正しい知識や理解の普及啓発に努め、見守りネットワークの充実を図ります。さらに、認知症高齢者等の早期診断と早期対応に向けた体制の充実を図ります。

事業名	事業の内容
認知症相談の充実と医療機関との連携強化	かかりつけ医・専門医療機関等と連携しながら、地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、「もの忘れ相談シート」等による行政・医療・介護関係者の連携体制の充実を図ります。
認知症初期集中支援推進事業の推進	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」による早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。
若年性認知症患者への支援と相談体制の充実	65歳未満で発症する若年性認知症は、働き盛りに発症し、本人や家族が被る経済的損失、精神的負担は大きなものがあるため、東京都多摩若年性認知症総合支援センター、地域包括支援センター等と連携しながら、相談体制の充実を図ります。
認知症に対応したサービスの充実	認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に対応した居宅サービス等の充実を図ります。
認知症高齢者を抱える家族への支援	認知症高齢者を介護する家族を対象に、日頃の悩み相談や介護方法に関する教室の開催等、日常の介護による負担感の軽減を目的とした事業を推進します。
認知症への理解を深める取組の推進	市民の認知症に対する理解を深め、認知症高齢者を地域で支える意識を醸成するため、地域包括支援センター、認知症予防等に取り組んでいる市民団体と連携して、認知症に対する市民への啓発を行い、「認知症にやさしいまち三鷹」への取組を推進します。
認知症サポーターの養成とチームオレンジの構築	認知症高齢者が、地域で安心して暮らしていけるように、窓口等で高齢者に対応することが多い民間企業等に働きかけ、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して手助けをする認知症サポーターを養成します。 また、認知症の人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を目指します。
認知症地域支援ネットワーク会議	医療関係者及び介護サービス事業者等を構成員とする「三鷹市認知症地域支援ネットワーク会議」を開催し、認知症高齢者を支える関

	係者が連携して認知症に関する現在の取組状況を検証するとともに、新たな施策を検討します。
行方不明・身元不明高齢者の見守り体制の整備	国や東京都の動向を注視しつつ、認知症により居場所が分からなくなった高齢者を早期に発見できる仕組み等、地域において認知症高齢者を見守る体制の充実を図ります。
認知症ガイドブックの活用	認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供の流れ等を掲載した認知症ガイドブック（ケアパス）を活用し、医療・介護関係者や市民に情報提供する体制の充実を図ります。

③ 介護予防・生活支援サービスの整備

高齢者のニーズと実態に合わせて、必要なサービスへのつながりを行う生活支援コーディネーターの活動の充実を図るとともに、介護予防・生活支援サービスの整備を推進します。

事業名	事業の内容
介護予防・生活支援サービス事業の充実	介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービス及び通所型サービスの充実を図ります。
生活支援コーディネーターの活動の充実	地域資源の開発や関係者間のネットワーク構築、多様な主体によるサービス提供等を推進していくために、コーディネーター活動の充実を図ります。
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる情報の把握と発信	介護・医療の情報に加え、介護予防の活動などの地域資源情報を一元的に把握・管理し、検索・発信できる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム(三鷹かよおっと)」の運用を行い、ウェブサイトでも情報発信を行います。
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	市民が介護サービスの担い手として活躍できる「みたかふれあい支援員」について、介護サービス事業者の意見や活動実績も踏まえながら、更なる制度の充実を図ります。養成講座の受講者が減少傾向にあることから、周知方法を工夫することにより幅広い世代からの人員確保を図ります。
高齢者の「通いの場」の充実	地域の身近な場所で、介護予防を目的に自主的・継続的に開催され、誰もが参加できる市民運営の居場所である、通いの場の拡充を図ります。生活支援コーディネーターやリハビリテーション専門職による関与、一般介護予防事業との連携などを強化し、運動や趣味活動、認知症予防の取組など介護予防に資する活動を推進します。コロナ禍においても感染防止を行いながら屋外での活動やオンライン会議システムなどを積極的に取り入れ、新しい生活様式を踏まえて活動の継続を図ります。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護予防・生活支援サービス事業の充実	基準緩和サービスの利用率向上	単価や利用対象者の拡充などを含めたサービス体系の見直しを検討します。
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	登録者数 120人 【令和5年度(2023年度)目標値】	基準緩和サービスの今後の需要動向や活動実績を踏まえて、人員の確保を図ります。

④ 地域包括支援センター機能の充実

在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備等のため、地域包括支援センター機能の充実を図ります。また、多職種や地域住民との協働により、地域の課題抽出におけるニーズの把握と三鷹市の政策形成をつなぐ要となる地域包括ケア会議について、充実を図ります。

事業名	事業の内容
地域包括ケア会議の充実	個別課題の解決へ向けた取組から得られた地域課題等を解決するために、地域包括ケア会議の充実を図ります。
在宅医療・介護連携の推進	三鷹市在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、多職種による在宅医療と介護サービスの一体的な提供について検討します。
認知症高齢者等への相談・支援の推進	地域における認知症高齢者の相談体制の充実と支援体制の整備を推進します。
介護予防ケアマネジメントの強化	介護予防・日常生活支援総合事業の推進に向けて、適切な生活支援ができるような介護予防ケアマネジメントの強化に努めます。

⑤ 高齢者の住まいの安定的な確保

高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、住み慣れた地域に必要なサービスを受けながら暮らし続けることができる環境整備を誘導・促進します。

事業名	事業の内容
住宅改修に係る費用の補助	要介護状態等になっても、いつまでも住み慣れた自宅で生活ができるように、住宅改修に係る費用等の一部を助成します。
高齢者入居支援・居住継続支援事業の推進	住宅の確保に際して保証人が確保できない高齢者への支援策として、保証会社との連携により、高齢者の入居支援を推進します。
福祉住宅の在り方の検討	住宅に困窮する低所得者向け公営住宅における借上型の福祉住宅については、借上期間終了後の在り方について、検討します。
賃貸住宅への入居相談体制の充実	高齢者が安心して住み続けられるように、都営住宅シルバーピア・借上型福祉住宅等の申込みや、民間賃貸住宅の住み替え等において、窓口におけるきめ細かい相談体制の充実を図ります。
サービス付き高齢者向け住宅等の設置状況の把握	介護サービス基盤としての、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）について、地域におけるニーズに応じて適切に供給されるよう、東京都と連携して設置状況を把握し、必要な取組を行います。

(3) 介護保険サービス基盤の充実

① 在宅サービス基盤の充実

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活ができるように、地域密着型サービスの充実と整備を図るとともに、新たな在宅サービスの導入に向けた検討を行います。

事業名	事業の内容
地域密着型サービスの充実	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護等の地域密着型サービスの提供について周知等を行い、その充実を図ります。
地域密着型サービスの整備	利用ニーズ等を踏まえ、新たな地域密着型サービスの整備を検討します。
新たな在宅サービス基盤の検討	ボランティアや NPO 法人などを担い手とした新たな在宅サービス（訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス）の導入の可能性を検討します。

② 施設等サービス基盤の充実

在宅での生活が難しくなった高齢者に対し、施設等サービス基盤の整備・充実に努めます。

事業名	事業の内容
サービス付き高齢者向け住宅等の設置状況の把握	介護サービス基盤としての、サービス付き高齢者向け住宅又は有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）について、地域におけるニーズに応じて適切に供給されるよう、東京都と連携して設置状況を把握し、必要な取組を行います。

③ 共生型サービスの普及・啓発

障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる「共生型サービス」の普及・啓発などを行います。

事業名	事業の内容
共生型サービスの普及・啓発	障がい者が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所でサービスを継続利用できる「共生型サービス」について普及・啓発を行うとともに、共生型サービスを実施する際の国・東京都の補助制度の情報提供等を行います。

(4) 介護保険サービスの質の確保

① 第三者評価事業の推進と支援

福祉サービスの第三者評価機関による評価事業を推進するとともに、評価結果を公表し、良質なサービス提供が行われるよう支援します。

事業名	事業の内容
第三者評価の推進と支援	介護サービス事業者の質の向上とともに、利用者が効果的に事業者を選択できるよう、事業者が実施する第三者によるサービス評価事業を推進するとともに、良質なサービス提供が行われるよう支援します。

② 介護サービス事業者に対する指導監査等

介護サービス事業者に対して、人員、設備、運営基準等についての介護保険関係法令、条例の遵守の徹底を図るため、法令に基づき、定期的に実地指導を行うとともに、必要に応じて監査を実施します。

また、法令遵守の一層の徹底を図るため、人員、設備、運営基準等に関する周知・啓発に努めます。

事業名	事業の内容
介護サービス事業者に対する指導監査等	介護サービス事業者に対して、定期的に実地指導を行うことにより、事業運営の適正化と介護サービスの質の向上を図ります。 また、法令遵守の一層の徹底を図るため、介護サービス事業者のための運営の手引き書、自己点検票、集団指導等の充実を図り、人員、設備、運営基準等に関する周知・啓発に努めます。
サービス提供に当たっての感染症対策	サービス提供に当たっては、感染症対策を実施するよう介護サービス事業者へ指導するとともに、国、東京都からの感染症対策に係る最新情報等を介護サービス事業者へ周知します。

③ 事業者情報の提供・公開の促進

介護サービス事業者等に関するデータベースの運用を行い、介護サービスの空き情報等の最新情報をウェブサイトから情報発信するなど、介護サービス事業者情報の提供・公開を促進します。

事業名	事業の内容
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる事業者情報の発信	介護サービスの空き状況等をタイムリーに発信・更新できるよう、介護サービス事業者が自ら情報を更新できる「介護・医療・地域資源情報データベースシステム（三鷹かよおっと）」の運用を行い、ウェブサイトでも情報発信を行います。
介護サービス事業者ガイドブックの作成	介護サービス利用者を始め、市民が広く介護サービス事業者を選択することができるよう、介護サービス事業者ガイドブックの作成・配布を行います。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護・医療・地域資源情報データベースシステムによる事業者情報の発信	24時間、365日、介護サービス事業者情報を発信	メンテナンスに必要な場合を除き、24時間、365日、介護サービス事業者の情報を提供できるよう、適切なシステムの運用管理を実施します。

④ 介護保険事業者連絡協議会との連携及び介護サービス事業者の支援

三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、各種研修の実施等を通じて、その活動を支援します。事業者同士が、そういった研修や各種活動を通じて、交流の機会を増やし、介護サービスの質の向上を目指して、互いに切磋琢磨し相談しあえる関係を構築します。

また、介護保険制度の円滑かつ適正な運営を図るため、介護サービス事業者向けに、介護保険の法令・制度改正等に関する情報提供と法令遵守に係る周知・啓発、法令解釈に係る相談の充実に努めます。

さらに、同協議会と連携し、ケアマネジメントの質のさらなる向上を目指し、ケアマネジメントに関する基本方針を策定するとともに、ケアマネジャースキルアップ研修等を実施します。

感染症に対する備えについても、同協議会と連携し、感染症に対する備えの周知啓発等を実施するとともに、災害や感染症発生等の緊急時には、介護サービスの提供に支障が出ないよう、介護サービス事業者への支援を行います。

事業名	事業の内容
三鷹市介護保険事業者連絡協議会との連携	介護サービスの質の維持・向上を図るため、研修の実施、情報提供等を行うなど、介護保険事業の円滑な運営のために、同協議会と連携します。
ケアマネジメントに関する基本方針の策定とケアマネジャースキルアップ研修の実施	ケアマネジメントの質のさらなる向上を目指し、同協議会と連携し「ケアマネジメントに関する基本方針」を策定するとともに、ケアマネジャースキルアップ研修を実施します。
感染症に対する備え	同協議会と連携して、感染症に対する備えとして、介護サービス事業者への感染拡大防止策、感染症発生時に備えた平時からの事前準備（訓練実施等）の周知啓発等を行うとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修等を実施します。
緊急時における介護サービス事業者への支援	災害や感染症発生等の緊急時には、要介護者・要支援者への介護サービスの提供に支障が出ないよう、介護サービス事業者に対し市独自の支援（感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の供給等）を検討・実施するほか、国、東京都と連携した支援にも引き続き取り組みます。

(5) 介護人財の研修拠点の整備と支援制度の充実

① 介護人財の研修拠点等の整備と研修の充実

旧どんぐり山施設を活用し、福祉人財育成及び介護サービス事業者支援のための拠点を整備します。

事業名	事業の内容
旧どんぐり山施設を活用した福祉人財育成及び介護サービス事業者支援拠点の整備	令和元年度（2019年度）に閉鎖した旧どんぐり山施設の利活用として、福祉人財の育成と介護サービス事業者支援を行う機能を有する拠点を整備します。研修の企画・運営、職員向けの相談事業、就職支援事業などの機能を持つ拠点づくりを検討します。

② 離職防止・定着促進支援

介護サービス事業者と連携を図り、介護の仕事に携わる人財が長く働ける環境の整備に取り組みます。

事業名	事業の内容
長期勤続者の表彰制度の実施	慰労や勤続意欲の向上のため、市内の介護施設等で長年にわたって勤務した介護職員等に対し、市長からの表彰制度を実施します。
スキルアップ研修の実施	介護職員のスキルアップにつながるよう、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、事例検討等を通じた介護技術等のスキルアップ研修を実施します。
管理職等のマネジメント力の向上支援	介護職員等が働きやすい職場環境を実現するため、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携しながら、介護サービス事業所の管理者向けには、職場環境・労働条件の改善、職場内コミュニケーションの円滑化等のマネジメント力の向上、施設内での職員間又は利用者からのハラスメント防止に資する研修等を実施し、中堅職員向けには、現場のリーダーとして活躍できる育成支援研修を実施します。また、これらの研修を通じて、法人や事業所の垣根を超え、管理者同士、中堅職員同士が交流し相談しあえる関係の構築を目指します。
産休、育休等代替職員雇用支援	出産、育児、介護等を理由とした離職を防止するため、介護職員が産休、育休、介護休暇を取得する場合の支援について検討します。
若手職員等向け合同研修・交流会の開催	三鷹市で介護職員等として働くことの意欲を高めるとともに、横のつながりを生み出すため、三鷹市介護保険事業者連絡協議会と連携し、市内の介護施設等に入職して間もない若手職員等を対象に、他の介護施設等に同時期に入職した若手職員等との合同研修・交流会の開催を検討します。
介護職場の効率的な業務運営向上支援	介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、介護の質を維持しながら、効率的な業務運営を実現することで、働きやすい職場環境づくりを推進するため、ICTの導入やロボット、センサー等の導入支援について検討します。
介護従事者 ころこ・仕事の悩み相談室の実施	介護職員の職場での人間関係、ストレス、ハラスメント等による離職防止、部下や後輩の指導・育成、職場環境の整備・改善等の労務管理の相談に対応するため、「介護従事者 ころこ・仕事の悩み相談室」事業の実施を検討します。

■ 計画期間中の目標

事業名	目標	取組
管理職等のマネジメント力の向上支援	介護職員の離職率が、令和元年度(15.5%)より、低下することを目指します。 【令和5年度(2023年度)目標値】	労働条件等の改善、職場内コミュニケーションの円滑化、ハラスメント防止等を支援することで、介護職員等が働きやすい職場環境の実現を支援します。

③ 処遇改善支援

介護人財の確保対策の一つとして、介護職員の処遇を改善し、介護事業所における介護人財の確保、離職防止・定着促進等に資するため、国の制度に基づき、介護職員の処遇改善加算等を引き続き実施するとともに、事業所が適切に処遇改善加算等を取得できるよう周知・啓発を行います。

事業名	事業の内容
介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の取得支援	介護職員処遇改善加算（介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度）及び介護職員等特定処遇改善加算（技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度）を引き続き実施するとともに、事業所が適切に介護職員処遇改善加算等を取得できるよう周知・啓発を行います。

(6) 介護人財確保の支援

① 介護人財確保の支援

介護サービス事業者と連携を図りながら、介護人財確保等の状況を把握し、効果的な支援策について検討します。また、介護人財の裾野を広げる取組を行うとともに、外国人人財の受入支援、潜在的介護人財の復職・再就職支援等を行うことにより、多様な介護人財の確保につなげます。

事業名	事業の内容
介護人財確保のための取組の実施	市内で一定期間継続して就労することを条件に、介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修の受講料、介護福祉士の資格取得費用の助成を実施します。また、引き続き保育園への優先的な入園等、生活面のサポートを検討・実施します。
潜在的介護人財の復職・再就職支援の実施と介護人財バンク制度の整備	妊娠、出産、介護等により介護職から離れた介護関連資格を有する方々に対し、再就職の支援を行い、介護の現場で活躍していただくため、潜在的介護人財復帰支援研修を実施するとともに、介護人財バンク制度を整備し、潜在的介護人財の人財登録・求職・求人とのマッチング支援等を実施します。
介護人財育成研修の実施と研修を受けやすい環境の整備	介護人財育成と介護の質の向上を目指し、介護職員初任者研修、スキルアップ研修、階層別研修（新任職、中堅職、運営管理職）、リハビリテーション専門職研修等を実施するとともに、介護人財バンク制度等を活用した研修を受けやすい環境の整備を実施します。
外国人介護人財の受入支援事業の実施	外国人介護人財の介護施設等での受入れを支援するため、外国人介護人財の方を対象に、介護施設内の専門用語を中心とした日本語の読み書き、会話能力の向上等のコミュニケーション支援、生活習慣等に関する研修の実施を検討します。
介護人財の裾野を広げる取組の実施	次世代を担う小学生とその保護者を対象に、市内の介護施設において、介護施設体験教室の実施を検討します。
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	市民が介護サービスの担い手として活躍できる「みたかふれあい支援員」について、介護サービス事業者の意見や活動実績も踏まえながら、更なる制度の充実を図ります。養成講座の受講者が減少傾向にあることから、周知方法を工夫することにより幅広い世代からの人員確保を図ります。
東京介護人財関連事業の活用	人財確保・育成のため、東京都の介護人材関連事業を積極的に周知、活用します。

■計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護人材確保のための取組の実施	介護職員初任者研修費用、実務者研修費用、介護福祉士の資格取得費用の補助 30人 【令和5年度(2023年度)目標値】	市内で一定期間継続して就労することを条件とする補助制度を活用することで、介護人材の確保を図ります。
潜在的介護人材の復職・再就職支援の実施と介護人材バンク制度の整備	潜在的介護人材の復職・再就職支援の実施と介護人材バンク制度を整備 【令和5年度(2023年度)目標】	令和4年度(2022年度)末までに、潜在的介護人材の復職・再就職支援と介護人材バンク制度を整備します。
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	登録者数 120人 【令和5年度(2023年度)目標値】	基準緩和サービスの今後の需要動向や活動実績を踏まえて、人員の確保を図ります。

② 元気高齢者の参入促進支援

現役世代の減少が一層進むことが見込まれる中、サービス提供者と利用者との支える側、支えられる側という画一的な関係性とならないよう、健康で就労への意欲がある高齢者の社会参加を進め、世代を超えて共に支え合い、助け合い、頼り合える地域づくりを進めます。

事業名	事業の内容
元気高齢者の参入促進による業務改善(介護助手の取組)に向けた検討	介護サービスの新たな担い手を確保するため、元気高齢者が介護助手等として介護施設・事業所で就労できる手法の導入を検討します。
就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置の検討	役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、「就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)」の配置を国や東京都、他市の動向をみながら検討していきます。
ボランティアポイント制度の導入検討	三鷹まちづくり総合研究所において「みたか地域通貨・ボランティアポイント研究会」を令和元年(2019年)12月に設置しており、当該研究会における研究成果等を踏まえて、市として導入の検討を行います。今後、導入された場合には、ポイント制度の活用を希望される高齢者の方々への各種情報提供、支援等を行っていきます。
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	市民が介護サービスの担い手として活躍できる「みたかふれあい支援員」について、介護サービス事業者の意見や活動実績も踏まえながら、更なる制度の充実を図ります。養成講座の受講者が減少傾向にあることから、周知方法を工夫することにより幅広い世代からの人員確保を図ります。

■計画期間中の目標

事業名	目標	取組
みたかふれあい支援員制度の充実と人員の確保	登録者数 120人 【令和5年度(2023年度)目標値】	基準緩和サービスの今後の需要動向や活動実績を踏まえて、人員の確保を図ります。

③ 介護職の魅力向上支援

介護職の魅力を広く伝えることにより、介護職に対して抱くイメージを向上し、多様な人材の介護職への参入促進につなげます。

事業名	事業の内容
介護のおしごと講演会&ワークショップの実施	パネルディスカッションや介護の仕事に関するイベントを実施し、介護職に関する関心と理解の促進を図ります。
介護人財の裾野を広げる取組の実施	次世代を担う小学生とその保護者を対象に、市内の介護施設において、介護施設体験教室の実施を検討します。
国、東京都の介護職の魅力向上事業の活用	国や東京都が実施する介護職の魅力等情報発信事業を積極的に周知、活用します。

④ 外国人介護人財の受入支援

市内の教育機関等と連携を図りながら、外国人介護職員の方々の会話能力や文章能力、コミュニケーション能力の向上を目的とした研修や地域住民との交流事業等を実施し、外国人介護人財の受入支援を図ります。

事業名	事業の内容
日本語文書能力・会話能力向上研修の実施	介護施設内の専門用語を中心に日本語の読み書き、会話能力の向上を目指す研修を実施します。
日本文化・生活習慣に関する研修の実施	日本にまだ慣れていない外国人介護職員向けに研修を実施することによりスキルアップを図ります。また、地域住民との交流事業等の実施を検討します。
国や東京都の介護人財関連事業の活用	国、東京都が実施する外国人介護人財の受入環境整備事業を積極的に周知、活用します。

(7) 介護現場の業務効率化の支援

① 介護ロボット等の活用による業務改善支援

介護サービス事業者に対し、介護ロボット、センサー及びICTの活用を支援することで、介護の質を維持しながら効率的な業務運営を実現し、介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

また、介護サービスの質の向上を目的とした介護サービスの業務分析・業務改善支援を推進し、介護サービス事業所における人財育成、チームケアの質の向上、情報共有の効率化への取組を通して、楽しい職場・働きやすい職場を実現し、そこで働く人のモチベーションを向上することで、介護人財の定着・確保へつなげることを目指します。

事業名	事業の内容
介護ロボット、センサー等に触れる機会の提供と導入・活用支援	三鷹市介護事業者連絡協議会と連携を図りながら、介護サービス事業者が、先進の介護ロボット、センサー及びICTの利便性や活用方法等を確認できる体験会、研修会等の実施を検討します。また、介護ロボット、センサー及びICTを導入する際の助成事業や活用研修等を検討します。

国、東京都の介護ロボット等の導入補助制度等の活用支援	国と東京都が実施する介護サービス事業者の介護ロボット、センサー及びICTの導入への補助等について、積極的に周知し活用を支援します。
国の地域医療介護総合確保基金の活用による業務分析・業務改善支援	国の生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業者に対するコンサルタント経費の補助など、国の地域医療介護総合確保基金を介護事業者に対し積極的に周知し、当該基金の活用による業務分析・業務改善を支援します。
介護人財育成研修の実施と研修を受けやすい環境の整備	介護人財育成と介護の質の向上を目指し、介護職員初任者研修、スキルアップ研修、階層別研修（新任職、中堅職、運営管理職）、リハビリテーション専門職研修等を実施するとともに、介護人財バンク制度等を活用した研修を受けやすい環境の整備を実施します。
元気高齢者の参入促進による業務改善（介護助手の取組）に向けた検討	介護サービスの新たな担い手を確保するため、元気高齢者が介護助手等として介護施設・事業所で就労できる手法の導入を検討します。

■計画期間中の目標

事業名	目標	取組
介護ロボット、センサー等に触れる機会の提供と導入・活用支援	体験会、研修会への参加事業所数 100 事業所 【令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）目標値（延べ）】	介護ロボット、センサー等に触れる機会の提供や助成事業、活用研修等を実施することで、これらの導入を促進します。

② 文書負担軽減支援

介護サービス事業所の業務効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減を推進します。特に、事業所の新規指定時や指定更新時、実地指導等における提出書類を精査し、事業者の文書負担の軽減を図ります。

事業名	事業の内容
文書負担の軽減支援	業務の効率化の観点から、介護分野の文書に係る負担軽減のため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用を推進します。
事業所の新規指定、指定更新、実地指導の際の文書負担の軽減	事業所が新規指定を受ける際や、6年に1度の指定更新時及び実地指導を行う際の必要書類などについて精査し、事業者の文書負担の軽減を図ります。

(8) 介護保険制度の改善

① 介護保険制度の改善要請

介護保険制度について、法的に改善すべき点等について、国及び東京都に要請します。

事業名	事業の内容
介護保険制度の改善要請	保険者の立場から、介護保険制度の問題点等がある場合には、遅滞なく三鷹市独自の改善要請を国や東京都に対して行うことを検討するほか、市長会等を通じて改善要望を提出していきます。

7 推進体制の整備

今後、高齢者の更なる増加が見込まれる中で、医療や地域の関係団体・機関による各種ネットワークを強化するとともに、地域住民による共助や地域の関係団体等による活動と合わせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等要援護者への見守り等の効果的な支援が可能となる重層的なネットワークの構築を図ります。関係機関との連携強化に努めながら、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境整備に取り組むとともに、災害・感染症対策に係る体制整備を引き続き行います。

(1) 関係機関等との連携

① 保健・医療・福祉の連携

今後、増加していく医療の必要な高齢者、ひとり暮らし・高齢者のみの世帯に対し、保健・医療・福祉の各関係機関と連携し、利用者にあった対応を図ります。

事業名	事業の内容
保健・医療・福祉の連携	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の有機的な連携を模索し、高齢者にとって切れ目ない保健・医療・福祉サービスの提供を実現するための取組を推進します。

② 関係機関、関係団体等との連携による施策の充実

関係各課と連携しながら相談体制の強化とネットワーク化を推進し、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、担当部署の垣根を越えた連携を強化するとともに、災害・感染症対策に係る体制整備を引き続き行います。また、障がいのある方が高齢になっても、引き続き適切な生活支援を行えるよう、関係機関等の連携強化と障がいへの理解の促進を図ります。高齢者が安全で安心して暮らしていけるよう関係機関、関係団体等との連携強化を図り、高齢者関連施策の充実を図ります。

事業名	事業の内容
福祉総合案内の充実	市民のニーズにあったサービスの提供を目的に、福祉サービス等を総合的に案内する窓口の在り方について検討を加え、改善を進めます。
障がい福祉部門との連携	障がいのある高齢者等の支援が適切に行えるよう、施策の展開に当たっては三鷹市障がい者(児)計画との整合性を図るとともに、障がい福祉部門との連携をより一層深めます。障害福祉サービスから介護保険サービスへ円滑に移行ができるよう、障がい分野と情報を共有することによって支援体制の向上を図ります。また、障がいのある高齢者に対する介護についての理解の促進や技術の向上のための取組を推進します。

生活・就労支援窓口との連携	経済的な理由等で不安や心配を抱えている方の相談を受ける生活・就労支援窓口と連携し、経済的な課題を抱える高齢者等の支援を行います。
関係機関、関係団体等との連携による施策の充実	警察署、消防署、郵便局、見守りネットワークの協力団体等と連携し、高齢者を犯罪や災害から守り、安全で安心した生活を継続できるように支援します。
包括的な支援体制の構築と重層的支援体制整備事業の検討	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づく、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する、包括的な支援体制を構築し、「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」からなる「重層的支援体制整備事業」の実施を検討します。
災害・感染症対策に係る体制整備	保健所をはじめとした東京都の各関係機関、介護サービス事業者、地域包括支援センター、防災関係部局等と連携し、災害、感染症等が発生した際は、速やかに多角的な対応を行えるよう支援体制を整備しておくとともに、関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資について、引き続き備蓄、調達、供給体制をあらかじめ整備しておきます。

